

課題チェックシート【承継版】

会社について	
主たる事業内容	
資本金額又は出資の総額	円
常時使用する従業員の数	人

会社について	
郵便番号	
会社所在地	
会社名	
電話番号	
代表者	

代表者について	
代表者の氏名	
代表権の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (退任日: 年 月 日)
後継候補者について	
後継候補者の氏名(1)	
後継候補者の氏名(2)	
後継候補者の氏名(3)	

事業承継診断	観点	ヒアリング内容	対応要・不要	課題への対応(ヒアリングに「いいえ」の回答であった場合) ※課題への対応の一般的な例を記載しています。	専門家等	参考情報
Q3	後継者	後継者は、次期経営者として、自覚されていますか。	はい・いいえ	後継者を責任ある地位に就けることで、自覚を促す。 権限を委譲することで、自覚を促す。		一般的に、後継者教育には5年程度の期間が必要。
		後継者は、幅広い人脈の形成や経営手法の習得ができていますか。	はい・いいえ	他社での勤務を経験させることで、人脈を形成させる。 また、子会社での業務を経験させることで、経営手法を習得させる。		一般的に、後継者教育には5年程度の期間が必要。
		後継者は、経営に必要な知識を習得されていますか。	はい・いいえ	社内各部門を経験させることで、知識習得を促す。 各種セミナーへ参加させることで、知識習得を促す。		一般的に、後継者教育には5年程度の期間が必要。
Q4	関係者	事業承継計画を社内・取引先企業・金融機関等に公表されましたか。	はい・いいえ	事業承継計画を公表し、現経営者・後継者からの説明により、理解・協力を得る。		
		後継者と関係者が意思疎通することができますか。	はい・いいえ	後継者を責任ある地位に就けることで、後継者と関係者が意思疎通する機会を与える。		現経営者が代表から退き、会長・取締役等の役職で後継者の支援を行うことも可能。
		役員・従業員の理解を得つつ、後継者を助ける役員陣を組成されましたか。	はい・いいえ	後継者との関係を考慮した新役員陣への、現経営者・後継者からの説明により、理解・協力を得る。		
Q5	経営権	現経営者から後継者へ、代表権をいつ移しますか。	年頃			★退職時期が未定の場合には要注意 ・時期が明確になることで、株価対策や後継者の自覚の一層の促進が可能となる。
		株式の価値を計算・把握されていますか。	はい・いいえ	税理士等に自社株評価を依頼し、株式の価値を把握する。	税理士	★自社株評価が不明あるいは大きい場合には要注意 ・不明な場合は、目安として純資産×保有比率により概算金額を把握することができる。
		現経営者・後継者で50%以上の株式を保有していますか。	はい・いいえ	現経営者の株式を後継者に集中して相続することで、後継者の株式保有割合を高める。		★移動後の後継者の持ち株比率が50%未満の場合には要注意 ・株主総会で重要事項の決議に必要な議決権は66.7%以上が必要となるなど、後継者が一定の議決権を保有することが望ましい。
		株主の状況を把握し、必要な対策を検討されましたか。	はい・いいえ	株主名簿を整理を行い、名義株が存在する場合には権利関係を明確にする。	弁護士	★名義株がある場合には要注意 ・H2年の商法改正前の最低7人の発起人を必要とする規定を背景に、他人名義を用いて取得された名義株について、紛争となることがある。
		安定株主の導入を検討されましたか。	はい・いいえ	役員持株会・従業員持株会の導入により、安定株主とする。 中小企業投資育成や取引先に株式を保有していただくことで、安定株主とする。	弁護士	・安定株主:基本的に経営者の経営方針に賛同し、長期的に保有を継続してくれる株主。
		遺言の活用を検討されましたか。	はい・いいえ	留意点に注意し、遺言を作成する。	弁護士 司法書士 公証人	★遺言のない場合には要注意 ・結果的に、被相続人の望まない相続割合になる可能性がある。 ・遺言があったとしても、自筆証書遺言の形式不備により無効になる可能性がある。
		遺留分への対応は十分ですか。	はい・いいえ	株式以外の財産を、後継者以外の相続人に相続することで、遺留分の対応を行う。 経営承継円滑化法に基づく除外合意・固定合意の取り決めを行い、遺留分の対応を行う。	弁護士 税理士	★後継者の相続する資産が他の相続人の2倍程度多い場合には要注意 ・遺留分を侵害している場合、遺留分減殺請求を受ける可能性がある。 ・遺留分:相続財産の一定割合については、一定範囲の相続人に留保するという制度。 ・除外合意・固定合意:現経営者から後継者へ贈与された株式を相続財産から除外する等の取り決め。
資金調達	事業承継にかかる資金調達の準備をされていますか。	はい・いいえ	経営承継円滑化法に基づく金融支援として、日本政策金融公庫・信用保証協会の支援を検討する。	自治体	・経営承継円滑化法に基づく金融支援:事業承継時に都道府県知事の認定を条件に受けられる金融支援。	
税金	現経営者から後継者へ株式の移動方法は決定されましたか。	はい・いいえ	贈与税の暦年贈与により、時間をかけながら計画的に、移動する。 相続時精算課税制度により、まとめて、移動する。 納税猶予制度特例措置により、贈与税・相続税を猶予・免除して、移動する。	税理士	★生前贈与を行っている場合には要注意 ・相続開始前3年以内および相続時精算課税制度による贈与財産は相続財産に加算。 ・納税猶予制度特例措置の留意点:確定事由により納税義務が生じる可能性がある。	
	後継者を含め、相続人は相続税の納税資金の準備をされていますか。	はい・いいえ	暦年贈与・相続時精算課税制度・納税猶予制度等による生前贈与を行う。 小規模宅地の特例・生命保険の非課税枠の活用を行う。	税理士	★相続税が不明あるいは納税資金が用意できていない場合には要注意 ・相続税の納税期限:相続開始後10か月以内に現金で納付する。 ・相続税の基礎控除(3000万円+法定相続人数×600万円)を超えると相続税が発生する。 ・自社株評価は変動するため、相続税に影響が出る可能性がある。 ・小規模宅地の特例(事業用宅地):申告期限まで事業を継続する等の要件を満たした場合に、400㎡まで評価を80%減額できる。	
Q6	専門家	専門家の紹介は不要でしょうか。	はい・いいえ			
Q8	後継者	後継者について、役員・従業員の支援や協力を得ることはできますか。	はい・いいえ	事業承継計画を公表し、現経営者からの説明により、支援・協力を得る。 現経営者が代表から退いた後も、会長・取締役等の役職で後継者の支援を行う。		
Q9	時期	後継者に、いつ頃に承継の打診をされますか。	年頃			

本事業は、野村證券株式会社が中小企業庁より委託を受けて実施しています。本資料は、ご参考のために野村證券株式会社が独自に作成したものです。本資料に関する事項についてお客様が意思決定を行う場合には、事前にお客様の弁護士、会計士、税理士等にご確認いただきますようお願い申し上げます。本資料は、新聞その他の情報メディアによる報道、民間調査機関などによる各種刊行物、インターネットホームページ、有価証券報告書及びプレスリリース等の情報に基づいて作成しておりますが、野村證券株式会社はそれらの情報を、独自の検証を行うことなく、そのまま利用しており、その正確性及び完全性に関して責任を負うものではありません。